

宇情審答申第9号  
平成13年1月23日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年7月3日付け12宇議第291号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

#### 記

「3月17日の各派幹事会の会議録、配布された資料その他記録されたもので前回公開されたものを除く」についての情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第 1 結論

宇治市議会議長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成 12 年 5 月 26 日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定により、実施機関に対し「3 月 17 日の各派幹事会の会議録、配布された資料その他記録されたもので前回公開されたものを除く。」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する公文書の特定及び当該公文書の公開に係る決定

実施機関は、請求に係る公文書が不存在であるとして、同年 6 月 2 日、条例第 10 条第 1 項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 3 異議の申立て

平成 12 年 6 月 30 日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求に係る公文書の公開を求める。

### 2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙 1 のとおり。
- (2) 意見陳述の内容は、概ね異議申立書中の異議申立ての理由 4 のとおり。
- (3) 意見書は、異議申立人の意思により、提出されなかった。

## 第 4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙 2 のとおり。

## 第 5 請求に係る公文書について

異議申立人は、平成 12 年年 3 月 17 日付けで開催された各派幹事会の会議等結果報告書について、同年 4 月 17 日付けで公開の実施を受けている。

異議申立人は、当該各派幹事会に係る新聞報道及び総務常任委員会会議録の記載並びに自らの経験から、先に公開実施を受けた公文書以外の公文書がある

ものと考えて今回の情報公開請求を行ったものである。

請求に係る公文書として、具体的には、職員のメモが挙げられている。

## 第6 判断

- 1 本件異議申立てについては、条例第2条第1号に規定する公文書の存否が争点となる。

審査会は、当該公文書の取得、作成、廃棄等に係る法令等（条例、規則等を含む。以下同じ。以下「法令等」と総称する。）又は職務命令の有無並びに当該公文書の実際の取扱い等を実施機関から聴取するなどして、公文書不存在の判断の適否を慎重に審査するものである。

- 2 審査会は、実施機関の説明から、次のことを確認した。

- (1) 各派幹事会の会議結果報告書の作成等に係る法令等の規定は存在しない。  
また、当該報告書に係るメモの作成についての職務上の具体的な指示も存在しない。
- (2) 各派幹事会における職員のメモは、会議結果報告書の作成責任者（以下「作成責任者」という。）とそれ以外の者によるものが存在することがある。
- (3) 作成責任者は、会議結果報告書の作成に備忘的に利用するため、それぞれの各派幹事会で協議された事項の重要性に応じて、メモを作成している。メモが作成された場合、当該メモは、会議結果報告書が作成され次第、随時廃棄される。
- (4) 請求に係る各派幹事会では報告案件があったのみであることから、作成責任者は、特に記録すべき内容もないものと判断し、メモを作成していない。
- (5) 作成責任者以外の者は、個人的な備忘メモとして、メモを作成することがある。実施機関は、当該メモは管理しておらず、したがって、メモの作成、廃棄等に係る状況等は把握していない。

- 3 審査会は、実施機関の説明を詳細に吟味したが、既に公開された公文書以外に実施機関が管理するものと認められる公文書が存在するという確証は得られなかった。

なお、審査の途中で実施機関のメモについての説明内容が変動するなどしてその説明には今なお不自然さがぬぐいきれない点が存在するものの、調査権限を有しない当審査会としては、これ以上の判断をすることは不可能である。本件処分の適否の判断に影響を及ぼし得る事項につきその説明が審査の途中で変動するといった事態は、情報公開制度に対する市民の信頼を揺るがしかねないものであり、今後このようなことがないように十分な注意を喚起したい。また、各派幹事会の会議結果報告書の作成等に係る明確なルールを定め、適正な文書の取扱いに努められたい。

## 第7 結語

よって結論のとおり答申する。